

**労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項
に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（案）の概要**

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 65 号）における労働金庫法（昭和 28 年法律第 227 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。